

(2009年7月)

		日 本	アメリカ	オーストラリア	イギリス(注4)	フランス
フ 口 	金融所得					
	・ 利子	× (源泉分離課税)	○	○	○	○
	・ 配当	○	○	○	○	○
	・ 株式譲渡	○	○	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×	×
	給与所得	○	○	○	○	○
	不動産譲渡	○	○	×	○	○
	国内送金、預金の入出金	×	○	× (注3)	×	×
	海外送金	○	○	× (注3)	×	× (但し、記録保存義務あり)
ス ト ツ ク	金融資産					
	・ 預貯金口座開設	×	× (但し、記録保存義務あり)	○	×	○
	・ 株式保有	×	×	×	○	×
ク	不動産	×	×	×	×	×
	貴金属	×	×	×	×	×
	海外資産	×	○	×	○	○

- (注) 1. 「資料情報」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。
 2. 上記資料情報の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略基準があることに留意する必要がある。(例：年間支払額500万円以下の給与所得源泉徴収票、金融機関を経由する国外送受金等で1回あたり100万円以下の送金等調書等)
 3. オーストラリアにおいては、「国内送金、預金の入出金」及び「海外送金」に係る一定の取引について、マネーロンダリング及びテロ資金対策のための政府機関に対する報告義務が設けられているところ、その情報を税務当局も利用することができる。
 4. イギリスにおいては、資料情報の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、資料情報を提出しなければならない。
 5. ドイツには、資料情報制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。

(参考) 納税者番号	なし	あり	あり	あり(注)	なし
------------	----	----	----	-------	----

(注) イギリスにおいては、国民保険番号(National Insurance Number)が税務目的に一部用いられている。

「税と社会保障制度の適正な運営のための番号制度」の導入に当たっての主な論点

○ 使用する番号をどうするか

- ・ 「番号」を税務面で利用するためには、最低限「固有性」、「可視性」を満たす必要があるが、この点に照らし、既存の番号の活用や新たな番号の創設についてどう考えるか。

○ 番号を使用する取引等の範囲をどうするか

- ・ 税務当局に提出される資料情報の範囲について、所得把握を確実に行う観点から、どう見直していくか。

○ 「番号制度」を利用する行政事務の範囲をどうするか

- ・ 税務行政のほか、社会保障のどの分野で共通の「番号」を利用するか。

○ プライバシー保護をどう図るか

○ 「番号制度」の具体化は、広範な行政分野に関わる事柄であることを踏まえ、どのように検討を進めていくか。